

令和5年度 活動テーマ
LPガスの価値を高めよう！
(活動目標)
1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化・取引の適正化
3. LPガスのブランド力の向上
4. 需要創造への取組
5. カーボンニュートラルへの対応

愛媛県LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
(一社)愛媛県LPガス協会
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
電話(089)947-4744
FAX(089)947-8499

令和6年度第1回理事会

- 日 時 令和6年4月19日(金) 13:30~15:00
- 場 所 松山市男女共同参画センター
5階 会議室5
松山市三番町六丁目4番地20
- 理事・監事の現在数及び出席理事・監事の氏名等
 - 理事数 22名
出席理事 13名
(妹尾会長、森副会長、亀岡副会長、越智副会長、内田理事、加藤理事、高尾理事、高橋理事、箕嶋理事、曾根理事、宮部理事、大内理事、向井理事)
 - 監事数 2名
出席監事 2名 (白石監事、渡部監事)
- 開会挨拶
妹尾会長より開会挨拶

挨拶の中で、4月17日(水)23時14分頃豊後水道を震源とする発生した地震の詳細について報告があった。

5. 審議事項

議題1 令和5年度収支決算について

令和5年度事業報告、令和5年度財務諸表及び収支決算書を基に事務局より説明を行った。
白石監事より監査報告を行った。

異議なく承認された。

議題2 理事候補者の変更について

資料を基に妹尾会長より説明を行った。
変更内容は、前回(3月12日)開催の理事会において承認された候補者が、それ以降の人事異動や辞任で変更が生じた4名の理事候補者を推薦するものである。

異議なく承認された。

議題3 役員退任慰労金の支出について

資料を基に事務局より説明を行った。
補足として、妹尾会長より功績倍率の評価・

査定について説明を行った。

異議なく承認された。

議題4 第46回通常総会について

資料を基に事務局より説明を行った。

異議なく承認された。

議題5 第37回通常総会について(政治連盟)

事務局より令和5年度事業報告及び収支計算書、令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)の説明を行った。

白石監事より監査報告を行った。

異議なく承認された。

6. 報告事項

- 愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業について
事務局
- 液化石油ガス法「改正省令」の概要について
妹尾会長
- 容器流失防止対策アンケートについて
亀岡保安担当副会長

15:00 閉会した。

「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ」及び同中間とりまとめ(案)に関する意見公募手続の結果について

経済産業省より標記ワーキンググループ中間とりまとめ及びこの意見公募が4月19日に公表されましたので一部を抜粋してお知らせいたします。

商慣行是正に向けた対応方針

① 過大な営業行為の制限 (対応方針)

- 液石法令に、以下の規律を設け、罰則の対象とする。
 - LPガス事業者は、賃貸集合住宅又は戸建て住宅の消費者とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸集合住宅のオーナー又は戸建て住宅の消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与してはならない。
 - 賃貸集合住宅のオーナー又は戸建て住宅の消費者との間で、LPガス事業者の切替えを制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない。
- 公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。(施行日以前の行為には適用されない。施行日以降の既存契約の更新には適用される。)

② 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止) (対応方針)

- 液石法令に、以下の規律を設け、罰則の対象とする。
 - LPガス販売契約(LPガス消費)に係る料金は、基本料金、従量料金及び設備料金とし、消費者に対してこれらの料金を請求するときは、算定根拠を通知しなければならない(設備費用の外出し表示)。
 - 設備料金として、配管及びLPガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金以外を請求してはならない(ガス消費と関係ない設備費用の計上禁止)。
 - 消費者とLPガスを消費する場合に用いられる器具が設置された建物の所有者とが異なる場合(たとえば賃貸集合住宅)において、消費者にLPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。
- 公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。(施行時点における既存契約(施行時点で締結済みのLPガス消費に係る販売契約)については、投資回収等への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示を求めることで、LPガス料金の透明性を確保する。その上で、新制度への早期移行を促していく。施行後の契約更新については、施行後の新規契約と同様に扱う。)

③ 賃貸集合住宅等におけるLPガス料金等の情報提供 (対応方針)

●液石法令に、以下の規律を設ける。

- 賃貸集合住宅において、LPガス事業者は、事前に、入居希望者に直接、又は、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示するよう努めなければならない。
 - 入居希望者からLPガス事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じなければならぬ(罰則の対象)。
- 公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(3) 制度見直しの実効性を確保するための方策 ① 監視・通報体制の整備～通報フォームの整備

1) 液石法違反の取締り

通報情報を端緒として、任意ヒアリングや、液石法に基づく報告徴収や立入検査等を行う。

2) 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、連携した対応につなげる。

*他省庁への情報提供の可否については通報フォームに確認項目を設定。

3) 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、本WG等の場に提示し、制度改正後の市場監視・モニタリングに活用するとともに、今後の制度改革やガイドラインの改定等の政策立案に活かす。

(注) 安心して情報提供してもらえるような情報管理体制の整備

- ✓ 情報提供者が不利益を被ることがないよう情報管理を徹底する。
- 特に、通報フォームに寄せられた個別事案の情報に関しては、情報提供者の利益が害されないよう取り扱う。例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行う等、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。

② 関係省庁と連携した取組

(国土交通省との連携)

今後の取組としては、以下が予定されている。

- ✓ 無償貸与等の商慣行は、不動産業界と消費者との信頼関係にも関わる問題になりえることも踏まえ、LPガス分野における制度改正の内容について、公布後、その施行を待たずになるべく早く、不動産関係団体向けに文書を発出し、周知徹底を図り、適切な対応を促す。
- ✓ 転居等で新たなLPガス販売契約が増える3月より前の令和6年2月頃、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供を徹底するため、所管団体向けに再周知を図る。

(注：令和6（2024）年2月29日付け文書により再周知済み)

(公正取引委員会との連携)

いわゆる「無償貸与」は、独占禁止法上の「不当な利益による顧客誘引」として問題となり得る行為である。今後の市場監視・モニタリングにあたっては、公正取引委員会と連携して取り組んでいくことが、過大な営業行為に対する抑止力としても重要である。

(消費者庁との連携)

今後の取組として、以下が予定されている。

- ✓ 令和6年春頃、事業者に対して、消費者にわかりやすい説明を行うよう要請する文書を発する。
- ✓ 令和6年春頃、消費者に対して、契約に当たっては契約内容を十分に理解した上で契約するよう周知啓発を図る。

③ 商慣行見直しに向けた取組宣言

商慣行是正に向け、LPガス事業者による自主的かつ積極的な取組を促すに当たって、LPガス事業者自らが改正制度を遵守すること等を宣言し、それを資源エネルギー庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるように見える化することが望ましいと考えられる。

具体的な宣言内容としては、例えば、以下が考えられる。

- 無償貸与や紹介料支払い等の利益供与を行わない等の宣言
- 上記宣言内容を実施する組織体制（社内ルールの整備、研修の実施等）
- 経営トップや現場担当のコミットメント等

④ 公開モニタリングの実施

以下のような内容を確認・議論していくことが考えられる。

- ✓ 通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容
- ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況
- ✓ 大手LPガス事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）
- ✓ フォローアップ調査の結果
- ✓ 関係省庁と連携した取組状況

今後の検討課題及び望ましい取組の方向性

(1) 過大な営業行為の制限に関する運用面での対応

- ✓ LPガス事業者においては、個々の営業行為について、「過大ではない」、「料金低減に資する行為である」、「切替えを不当に制限するものではない」等、対外的に、根拠を持って説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく
- ✓ 規制当局による立入検査や、第三者によるモニタリング等では、LPガス事業者から上記考え方を聴取した上で、その妥当性や違法性を判断していく

(2) 商慣行是正に向けた望ましい取組の方向性

- ① いわゆる「無償貸与」や紹介料の支払い等の利益供与について 消費者から信頼されるLPガスとなるためにも、業界全体として、長年続いている無償貸与や紹介料支払いといった利益供与行為については、過大かどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが期待される。
- ② いわゆる「貸付配管」について 業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待される。

今後、ガイドライン等を整備するに当たっては、「望ましい行為」として、建物所有者と配管所有者を一致させることを記載することが適当である。

- 改正法令施行後の実態調査を行い、貸付配管を取り巻く状況の詳細を把握する
- 当該調査結果も踏まえ、貸付配管をめぐる課題や改善状況を評価する
- 例えば3年後（2027年）を目指して、制度上の対応の要否を検討するといったスケジュールで調査・検討を進めていくことが適当である

出典：経済産業省 流通ワーキンググループ中間とりまとめ資料より一部抜粋

通報フォームに寄せられた情報について

通報フォームに寄せられた情報について（2024年5月10日時点）

- LPガス事業者、不動産関係者、仲介業者による行為についての情報提供あり。そのうち、約8割がLPガス事業者による行為についての情報。
- 完全匿名（氏名・連絡先未記載、参考資料未添付）での情報提供は約3割と1月時点（約4割）より減少。
- 2月以降、1日当たりの通報件数は増加傾向。これまで約670件の情報提供あり。

情報提供のあった営業・要求行為の事例

- LPガス事業者がLPガス供給の切り替え営業を行っており、ガス機器、エアコン、Wi-Fi設備及び防犯カメラ等の無償での設置、紹介料の支払いを提案している。制度改正については「4月までに契約を結べば既存の契約については問題ない」と説明している。
- LPガス事業者が、不動産管理会社に対して、ポンベ設置場所の土地代、LPガス料金からのキックバックなど形を変えて、今までどおり、紹介料相当の金額を支払うという営業を行っている。
- 物件のオーナーに制度改正について説明し、理解を得ていたが、不動産管理会社が「今なら無償で設備の貸与を行う事業者がいる。」とオーナーに提案し、供給を切り替えられた。

<これまでの対応>

- 関係省庁との定期的な情報共有、問題意識の共有、個別対応についての相談
- 地方経済産業局及び資源エネルギー庁によるヒアリング
- 駆け込み営業に対する注意喚起・対応要請

など

※ 上記は、通報フォームに寄せられた情報に限らず実施。

※ ガイドライン等の整備にあたって、通報フォーム等に寄せられた情報を参考していく。

(具体例)

- ✓ 改正省令が公布された4/1以降も駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）を続けているとの情報提供のあった事業者に対してヒアリングを実施。事実関係とともに社内体制の再確認を要請したところ、今後はこうした営業行為は行わない旨方針を決定し、社内への周知を図ったとの報告あり。

出典：経済産業省 LPガスの商慣行是正に向けた検討状況資料より一部抜粋

【周知依頼】

賃貸住宅における「LPGガスの料金透明化・取引適正化に向けた取り組みに対する要望の周知」について

経済産業省から国土交通省に対して、不動産関係業界団体への再周知依頼の文書が発出されておりました。

それを受け、(公財)日本賃貸住宅管理協会から経済産業省宛に、「LPGガスの料金透明化・取引適正化に向けた取り組みに対する要望」が提出され周知

依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、不動産管理会社等と連携し、賃貸集合住宅におけるLPGガスの料金の透明化・取引の適正化を実現するため、(公財)日本賃貸住宅管理協会の要望事項を徹底いただきますようご協力をお願いいたします。

【要望事項】

要望1 LPGガス料金の明示について LPGガス会社から概ねの料金について、入居募集の有無に関わらず、契約物件のすべてについて料金の提示につき徹底をすること。

要望2 LPGガス会社はLPGガスの設備賃貸契約を他社から自社へ切り替える際に、LPGガス利用料金は従前の料金で切り替え、一定期間経過後に、オーナーや管理会社が知らない間にLPGガス料金を上げていることが多く、今後、LPGガス会社の料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPGガス料金表の提供を徹底すること。

2024年度自治体によるエネファーム導入に係る補助金について

愛媛県内の自治体におけるエネファーム導入補助金についてお知らせします。現在、14の市町で予算が組まれ、いずれも申請受付が始まっています。今年度は、国の高効率給湯機導入補助金（最大20万円／台）との併用が可能なものが多くございますが、ご利用の際には必ず各自治体にご確認ください。自治体によって補助額は異なりますが、いずれも先着での採択となっております。

国がおこなっております、「住宅省エネ2024キャンペーン」につきまして、予算に対する補助金申請額の割合（概算値）2024年5月22日時点をお知らせいたします。

「子育てエコホーム支援事業・・・新規15% リフォーム8%」
 「先進的窓リノベ2024事業・・・7%」
 「給湯省エネ2024事業・・・22%」
 「賃貸集合給湯省エネ2024事業・・・0%」

申請はまだまだ可能ですので、国と自治体の補助金を併用して、お客様への導入提案の一助として、ぜひご活用ください。
 詳しい内容については、各自治体のホームページまたは窓口まで。

<2024年5月12日時点>

都道府県 市・区・町 ※1	事業名 ※2	申請受付期間（予定）	エネファーム導入補助内容 (補助額上限、条件、予算／予定期数等)	採択法	申請時期 ※3	国補助の併用
松山市	ゼロカーボン等推進補助（家庭用燃料電池システム）	2024. 4. 1～	6万円	先着	B	○
東温市	新エネルギー機器等設置費補助	～2025. 3. 14 (設置後6か月以内)	10万円 蓄電池分と併せて50件を予定	先着	B	○
	ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）導入費補助	～2025. 3. 14 (工事後6か月以内)	20万円 15件を予定	先着	B	○
今治市	住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助	2024. 5. 7～7. 31 (2023年度設置分)	9万円	抽選	B	○
宇和島市	新エネルギー設備等導入費補助	2024. 5. 7～2025. 3. 31	10万円	先着	B	○
八幡浜市	新エネルギー設備等導入費補助	2024. 4. 1～2025. 2. 28 (導入完了後1年以内)	10万円 エネファーム分として5件を予定	先着	B	○
西条市	新エネルギー等関連設備導入促進事業補助	2024. 4. 1～ (導入完了後1年以内)	10万円	先着	B	○
大洲市	家庭用蓄電池等設備設置費補助	2024. 4. 1～ (導入完了後1年以内)	10万円	先着	B	○
西予市	新エネルギー設備等導入費補助	2024. 4. 1～ (導入完了後1年以内)	10万円	先着	B	○
愛南町	新エネルギー等導入促進補助	2024. 4. 1～	10万円 総予算額500万円	先着	A	○
鬼北町	新エネルギー機器等設置費補助	—	10万円	先着	A	○
内子町	地球温暖化対策設備導入事業補助	2024. 4. 1～	10万円 エネファーム分として1件を予定	先着	A	○
砥部町	住宅用新エネルギー機器設置費補助	2024. 4. 1～2025. 3. 31 (設置完了後1年以内)	10万円	先着	B	○
久万高原町	新エネルギー機器等設置費補助	—	15万円	先着	B	○
伊方町	新エネルギー機器等設置費補助	—	20万円	先着	B	○

※1 都道府県および補助事業実施を発表している市・特別区・町（村は調査できたもののみ）

※2 エネファーム導入補助金制度およびエネファーム設置が特に補助対象となっている住宅リフォーム補助事業等を記載

※3 A：設置前（設置後の完了報告も必要）、B：設置後等

※4 各自治体に確認はしておりますが、申請等ご利用に際しては必ず各自で確認願います。

令和6年度「自主保安活動チェックシート」の提出、及び「LPGガス消費者保安功労者表彰の申告」について

国は、2030年を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定しております。この策定は、国・都道府県・第3者機関・LPGガス事業者・一般消費者等及び関係事業者等の各主体者が役割を実行することにより、保安の確保に努めることを基本としたアクションプラン等となっており(一社)全国LPGガス協会においても「自主保安活動チェックシート」を活用し自己診断を行うことにより自らの保安の状況を客観的に確認し保安のレベルの向上に努めております。

同封しております「自主保安活動チェックシート(都道府県協会)」別紙2(黄色)に診断結果をご記入の上、期日までに愛媛県LPGガス協会事務局までご提出ください。

提出期限

「表彰申請書」別紙1

7月11日(木)

「自主保安活動チェックシート」別紙2

7月25日(木)

提出先

〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階

(一社)愛媛県LPGガス協会

FAX 089-947-8499

【法改正のお知らせ】

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程の制定について

標記につきまして、経産省で意見募集が行われ、それを踏まえて令和6年4月2日に公布、施行されましたのでお知らせいたします。

【主な改正概要】

- 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置(移動)

前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の隙間ができる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

・火気等の制限

スマートフォン、タブレット端末等の電子機器そのものは「火気」には該当しないが、その取扱いには注意が必要な場合があるほか、※別途、労働安全衛生法の適用を受けることに留意すること。

※意見公募一部抜粋

(御意見)

法第37条関係の「火気」については、スマートフォン等は含まれないと記載があるが、労働安全衛生法が適用される場合、危険場所内では、火防爆構造の電気設備であるスマートフォンは一般則第6条第1項第3号の「火気を取り扱う施設」に該当すると考えてよいか。

(御意見に対する考え方)

スマートフォンは「通常定置されて使用されるもの」ではないと考えておりますが、労働安全衛生法の適用を受け、危険場所内において防爆構造を求められる場合であって、火防爆構造のスマートフォンが「定置されて使用される」状態にあると認められる場合には「火気を取り扱う施設」としての扱いは問題ないと考えます。

・特定設備検査合格証の返納

紛失により返納ができない場合、特定設備検査合格証の再交付を受け、それを返納することを求めていないが、返納義務自体がなくなるわけではないので、その後発見された場合には当然に返納しなければならない。

特定ガス消費機器の設備工事の監督に関する法律(特監法)施行規則の一部を改正する省令について

特定ガス消費機器を設置する際には、ガス消費機器設置工事者に実地に監督させることが義務付けられております。

この度、政府が進めているアナログ規制の見直しに基づき、「目視規制」の見直しが行われ、これまでの監督の方法に加え、オンラインによる監督も可能とする改正が公布、施行されましたのでお知らせいたします。

公布、施行日: 令和6年4月1日

改正概要

監督の方法

特定工事の施工場所又は事務所にその他の適切な業務場所において指示、監督及び確認(以下「指示等」という。)を実施するに当たっては、特定工事の施工場所における指示等の実施と同様の効果を有するよう適切な情報通信技術※(オンラインにより監督が可能)を用いること。

※適切な情報通信技術

認したところ、特にツールの指定はありません、リアルタイムで作業の確認や指示ができる通信手段ができれば良いとのことです。通信手段のイメージとしては、ウェアラブル機器(ヘルメットに取り付ける)やビデオ通話などがあります。

令和6年度「ガス警報器設置運動・交換・住宅用火災・CO警報器設置運動」の実施について

本運動につきましては、各種警報器設置の普及促進はもとよりその定期的な交換が一般消費者等の安全確保に欠かせません。本年度も下記のとおり実施することとなりましたので、設置の普及に努めさせていただきますようお願いいたします。

記

名 称
ガス警報器設置・交換・住宅用火災・CO警報器設置運動

実施期間
令和6年4月1日から11月30日までの8ヶ月

主 催
(一社)全国LPGガス協会、高圧ガス保安協会、ガス警報器工業会

後 援

経済産業省、総務省消防庁、主婦連合会、全国女性団体連絡議会、LPGガス安全委員会

実施目標

ガス警報器設置・交換、住宅用火災・CO警報器設置の促進を図る

実施内容

- 「店頭用ポスター」約4万枚を全国のLPGガス販売店に配布し、運動の展開を図る。
- (1)と同様に「消費者向け啓発チラシ」約40万枚を都道府県LPGガス協会、LPGガス販売店及び全国消防本部並びにガス警報器工業会支部を通じて、一般消費者等に配布し、ガス警報器等の有効性を啓発し、その設置及び交換促進を図る。



四国ガス(株)との転換情報

(2024年4月転換処理分)

項目	LPGガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPGガスへ転換	差引き四国ガスへ転換された累計
地区			
今治	0	2	△2 4,686
松山	9	0	9 12,328
宇和島	5	0	5 3,107
計	14	2	12 20,121

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

リジエール松山	5月28日(火) 第46回通常総会	5月21日(火) 太陽石油販売研修会 (八幡浜)
---------	----------------------	--------------------------------

協会日誌